

令和2(2020)年度 前期分 授業料免除申請書類 **一家計急変**

新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響で家計が急変した世帯の学生を対象として、審査の上、前期授業料の減免を行います。申請する学生は、記入要領等を熟読し、必ず所定の期日までに必要書類を提出してください。

対 象 者	大学院及び別科(外国人留学生含む)
提 出 期 間	2020年6月15日(月)～25日(木)PM 5:00まで(土・日除く) ※詳細は次ページ参照 ※提出期間を過ぎた場合は、一切受付できません。
受 付 時 間	AM 9:00～ PM 5:00【予約は不要】
結 果 通 知	8月頃 アカンサスポータルメッセージで通知
納付について	授業料免除を申請した場合、結果通知があるまでは、授業料の納付が猶予されます。半額免除、不許可になった方は、結果通知時に納付方法をお知らせします。
提 出 先	学務部学生支援課学生支援係(角間キャンパス本部棟2階) 電話 076-264-5164, 5170

【注意点】

- 必要書類とは、申請時点で入手可能なものを指します。自己都合に因らず入手できないものは、後日の追加提出を認める場合があります。不明な点がある場合は、必ず事前に学生支援係へ相談してください。
- 本申請書類に不備等がある場合、学生支援係から別途個別に電話又は4月以降アカンサスポータルのメッセージで連絡することがありますので、必ず対応してください。対応いただけない場合及び不足書類が指示された期日までに提出されない場合は、申請無効となります。
- 提出された書類は返却・貸出し等いたしません。他の用途に必要となる場合は提出前に必ずコピーしてください。

金 沢 大 学

【For Students of graduate schools and undergraduate training course for school nurses whose household finances have suddenly changed due to the direct or indirect effects of COVID-19 infection】

Application Documents for Tuition Fee Exemption for the Academic Year 2020 First Semester

(For student of sudden change of household finances)

Students whose household finances have suddenly changed due to the direct or indirect effects of COVID-19 infection will be screened and their first semester tuition will be reduced. If you are applying for the Tuition Fee Exemption, please read the requirements carefully and submit the application form together with the necessary documents before the set date.

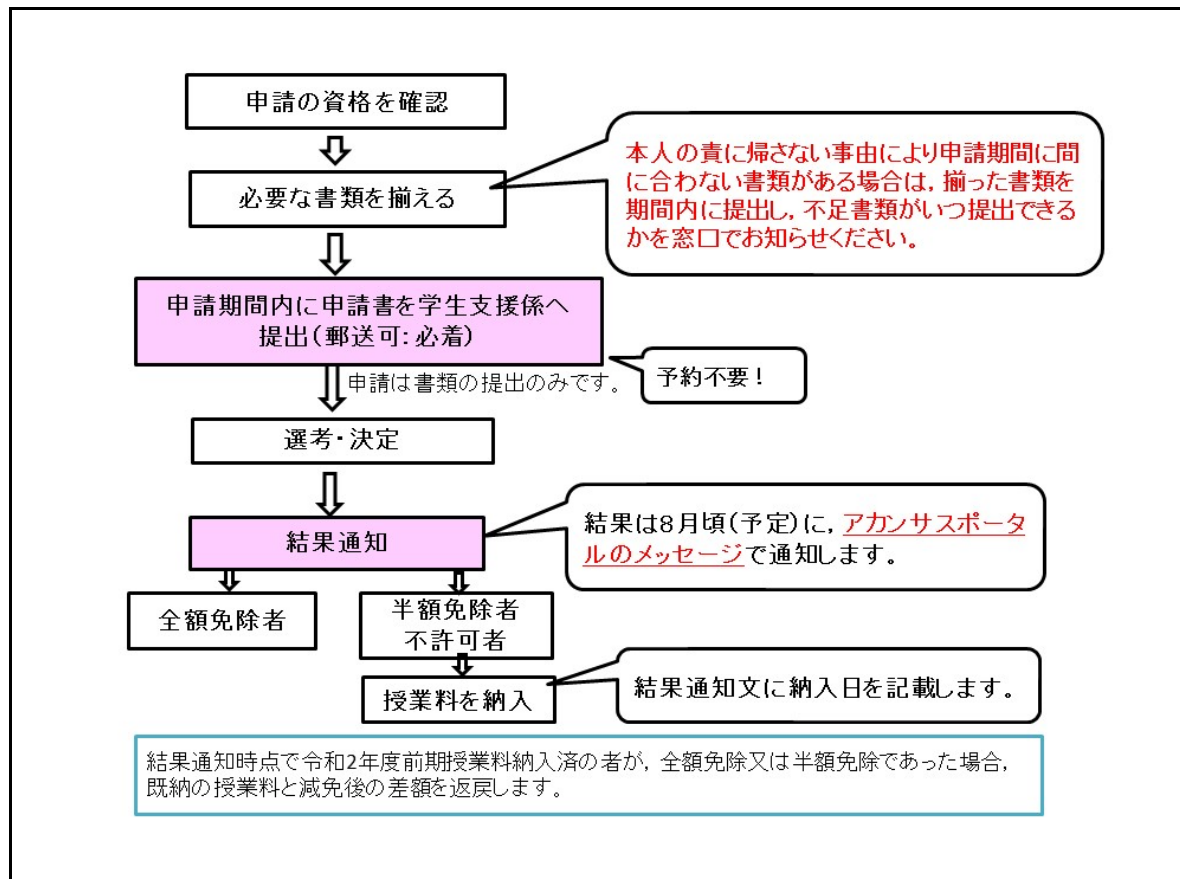
Eligible person	Students of Graduate schools and Undergraduate Training Course for school nurses (Including international students)
Application period	Monday, June 15th, 2020 – Thursday 25th 5 : 00 PM (Excluding Saturdays and Sundays) ※Please refer to next page about the detail. ※Strict observance of the deadline is required.
Acceptance Hours	9: 00 AM to 5: 00 PM [Reservation is not required]
Result notification	Around August You will be notified of the results on Acanthus Portal's message.
Tuition fees payment	Once the application is submitted, the payment of the tuition fee will be deferred until the results are determined. If you received the result of Half exemption or Disapproved, payment method will be notified in the result notification document.
Where to Submit Application	Student Support Section (2nd Floor Administration Office, Kakuma Campus)

[Note]

1. The above mentioned necessary documents are all the documents available at the time of application. Additional submissions at a later date may be permitted if they are not available for reasons other than personal reasons. If you have any questions, please consult with Student Support Section beforehand.
2. If there are defects, etc. in this application documents, the Student Support Section may contact you by telephone individually or by sending an Acanthus Portal message after April. Please be sure to respond. If you do not respond or the missing documents are not submitted by the specified date, your application will be invalid.
3. The submitted documents will not be returned or lent. Please make sure to copy it before submission if you need it for other purposes.

Kanazawa University

授業料免除の流れ（新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変）

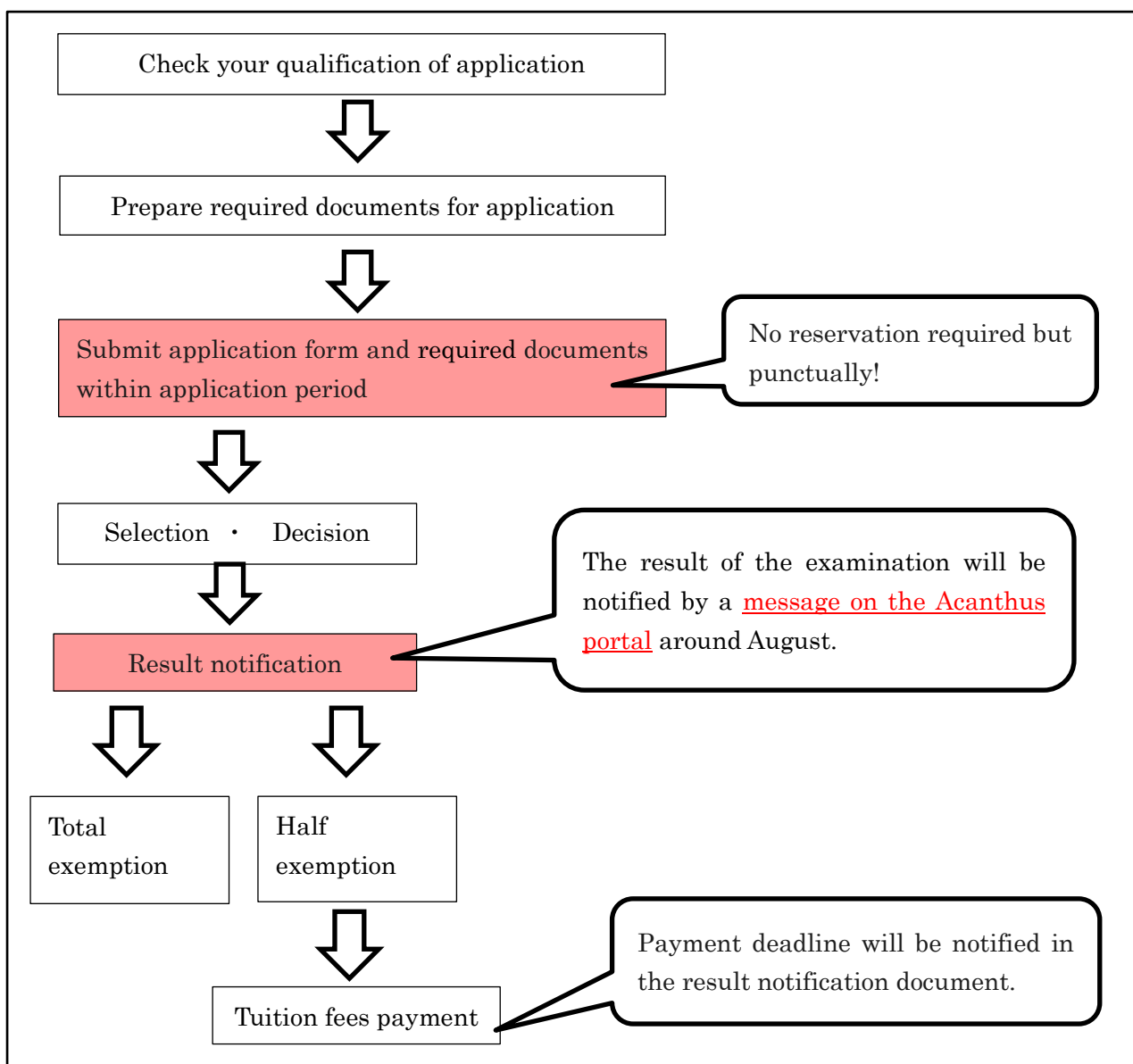


学生及び保護者の方へのお願い

授業料免除は、学生の自立性を促すため、**学生本人の申請**としており、**学生本人がきちんと理解して申請するよう指導しております**。また、公平・公正を期するため、申請に係る各締切日等の手続きは厳守いたします。従いまして「知らなかった」、「気づかなかった」、「忙しかった」など、**大学側の責によらない理由による、申請手続き上の変更・取扱いは一切いたしません**。

ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

Procedure for tuition exemption application



Attention to students and guardians

Tuition exemption is applied **by the student themselves** in order to encourage the independence of the student, and **the student themselves instructs themselves to understand properly and apply**. Also, in order to ensure fairness and justice, we will strictly follow procedures such as deadlines for applications. Therefore, **we will not change or handle application procedures for reasons not depending on the university's responsibilities**, such as "I did not know", "I did not notice", "I was busy".

Thank you for your understanding and cooperation.



申請資格について

大学院及び別科の学生（正規生）であり、以下に該当する人が対象となります。

1. 新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響で家計が急変した世帯の学生を対象とします。具体的には、以下の①②の両方の条件を満たす場合に申請が可能です。

- ①国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（対象の公的支援は新制度の例に準ずる）の提出があった場合、又は事由発生後の所得が昨年度の所得（前期分の申請の場合は前々年度の所得で可）と比較し1/2以下となっていること。
- ②事由発生後の所得が本学の通常の授業料免除制度の基準の範囲内となっていること。

2. 事由が発生した日（以下のいずれか）

- ・新型コロナウイルスの影響を受けて収入が減少した月の末日
- ・収入が減少した月の前月の末日とすることも可能

※次のいずれかに該当する人は申請できません

1 標準修業年限を超過して在学している場合

原則として、休学期間の有無に関わらず、標準修業年限を超えて在学している者については、免除を許可することはありません。

ただし、標準修業年限の超過が1年以内の者で、かつ、本人の側の事情によらない理由による場合は特例として、認められることがあります。

なお、標準修業年限の超過が1年を超えている者は、免除を許可されることはありません。

<以下、特例として免除が許可される可能性のあるケース>

- ①病気による休学又は休学には至らなかったが、病気のために単位修得ができず、標準修業年限を超過してしまった場合
- ②留学した場合
- ③大学院生で、大学側の相応の責任によって論文作成が遅れ、留年又は標準修業年限を超過してしまった場合
- ④出産、育児のために休学した場合
- ⑤その他、本人の側の事情によらない理由で標準修業年限を超過してしまった場合

2 休学する場合

- ・免除申請に係る当該期の基準日（4月1日）から免除の結果が出るまでの間に休学する者及び学期途中に復学する者は申請できません。申請書提出後に休学することが決まった場合は、申請辞退となりますので、必ず学生支援係へその旨お知らせください。

授業料免除申請に係る申請要領について

【授業料免除申請書（様式 1－1， 1－2）の記入について】

- 1 記入要領を参照して黒色ペンで記入してください。
申請者は学生本人で、申請日は、**家計急変事由発生日**となります。
学生本人が、**家計急変事由発生日時点**における世帯の状況を把握し、具体的かつ詳細に記入してください。
- 2 申請書をダウンロードする際には、1 枚ずつ印刷すること、両面印刷不可。
- 3 「①就学者を除く家族」欄に本人、生計維持者（原則、父母（父母ともいない場合は、父母に代わる者））及び生計維持者に所得税法上、扶養されている者（就学者を除く）を記載。就学者は、④「就学者（本人を除く）」欄に記載。
- 4 家庭の収入状況について
 - ・「①就学者を除く家族」欄に記載している生計維持者の収入状況を区分ごとに記入してください。
 - ・記入する金額については、源泉徴収票（複数ある場合は、合計して）に従って記入してください。年の途中で就職・退職している場合は、（様式 3）給与支払（見込）証明書を提出し、申請日現在の月平均所得から年額（賞与含む）を計算して記入してください。
 - ・**家計急変事由のあった者の収入状況については、上記によらず、事由発生後の所得を証明する書類（給与明細等）を基に算出し、直近一か月分を 12 倍したものを年間収入とします。**

※重要 事実と異なる内容での申請は、許可後であっても許可の取消及び今後の申請を認めないこととなりますので、注意してください。

【各種添付書類について】

生計維持者（父母等）の収入状況及び家族（同一世帯員）の特別控除等が確認できる書類が必要です。詳細は別紙「授業料免除申請添付証明書類一覧」を参照してください。

A 4 サイズより小さいものがある場合は A 4 の紙に貼り付けて提出してください。

【家族（同一世帯員）の範囲について】

家族（同一世帯員）とは、本人、生計維持者（父母等）と生計維持者に所得税法上扶養されている者（同居・別居を問いません）であり、以下の者を含みます。

- ア 勤務地の関係（単身赴任・出稼ぎ等）で別居している父母
- イ 生計維持者の扶養親族で就学又は病気療養のため別居している者
- ウ 生計維持者に扶養親族されている別居の祖父母等

なお、2 世帯住宅等により、光熱水道費の請求書（領収書）がそれぞれの名義で発行されている場合は、別生計としてみなす場合がありますので、学生支援係にご相談ください。

【独立生計者について】

次のいずれにも該当する者については、独立生計者として認定することができます。

独立生計者として認められる場合、学生本人（配偶者含む）の世帯の家計状況により判定します。

- 1 所得税法上及び健康保険上、父母等の扶養親族となっていない者
- 2 父母と別居していること。
- 3 **本人または配偶者の収入が、2019 年 12 月末時点で独立した家計を営むに十分な収入（例、給与収入が 103 万円を超えている）があったこと。その収入について所得申告がなされ、所得証明書等により確認できること。申請時点では家計急変によりこの金額を下回っていても構いません。**

授業料免除申請チェックシート

☆申請書類を提出する前に必ずチェックしてください。

●全員(外国人留学生含む)が必ず提出する書類

必須	授業料免除申請調査様式 1-1, 1-2 (WEBで作成する申請書)	A-1参照
必須	本人及び生計維持者(父母等)の令和元年度所得証明書(平成30年分の所得を証明しているもの)	A-2参照
必須	家計急変事由発生後の所得を証明する書類(給与明細等, 公的支援の受給証明書)	C-1参照
外国人留学生のみ	家計急変事由発生後の所得を証明する書類(アルバイトの給与明細等)	C-2参照

●父母(父母ともいない場合は、父母に代わる生計維持者)、独立生計者・外国人留学生が、本人及び配偶者等の状況に応じて提出する書類

2019年1月より前から現在と同じ勤務先で働いている給与所得者(パート、アルバイトを含む)はいますか？		A-3参照
いない		
いる	令和元年分源泉徴収票(写)	
2019年2月以降に転職又は新たに就職した者(パート、アルバイト含む)はいますか？		A-3参照
いない		
いる	①令和元年分源泉徴収票(写)	
①②両方	②給与支給(見込)証明書(様式3)	
2019年2月以降に開業した方はいますか？		A-3参照
いない		
いる	①令和元年分確定申告書(控)第一表、二表、(分離課税分がある場合は)三表及び付表等(写)	
①②両方	②開業から現在までの月別収支証明書(様式任意)	
給与以外(事業・配当・不動産・雑所得等)の所得のある方はいますか？ 農林水産商工業等の業種、保険外交員、集金人、その他の自営の方はいますか？		A-3参照
いない		
いる	①令和元年分確定申告書(控)第一表、二表、(分離課税分がある場合は)三表及び付表等(写)	
①又は②	②令和2年度市町村民税県民税申告書(控)(写)	
年金・恩給受給者はいますか？(老齢年金受給権は60歳で発生)		B-1参照
いない		
いる	①年金・恩給に関する申立書(様式4)	
①②両方	②最新の年金額(改定)通知書(写) 又は 支払通知書(写)	
遺族年金を受給していますか？		B-1参照
いない	年金・恩給に関する申立書(様式4)「1.死亡した家族が・・・」欄に理由記載	
いる	①年金・恩給に関する申立書(様式4)	
①②両方	②最新の年金額(改定)通知書(写) 又は 支払通知書(写)	
障害年金を受給していますか？		B-1参照
いない	年金・恩給に関する申立書(様式4)「2.障害がある場合の・・・」欄に理由記載	
いる	①年金・恩給に関する申立書(様式4)	
①②両方	②最新の年金額(改定)通知書(写) 又は 支払通知書(写)	
60歳以上で年金の受給資格はあるが、受給していない方はいますか？		B-1参照
いない		
いる	年金・恩給に関する申立書(様式4)「3.60歳以上で年金の・・・」欄に理由記載	
60歳以上65歳未満で高年齢雇用継続給付金を受給している方はいますか？		B-2参照
いない		
いる	高年齢雇用継続給付金、高年齢再就職給付金等の支給額がわかる証明書(写) 過去1年分	
生活保護受給世帯ですか？		B-3参照
いいえ		
はい	生活保護決定(変更)通知書(写)(扶助料額の分かるもの)過去1年分	
児童扶養手当・特別児童扶養手当等の受給者はいますか？ ※児童手当とは異なる制度		B-4参照
いない		
いる	最新の児童扶養手当通知書(写)・特別児童扶養手当通知書(写)(又は手当月額の分かるもの)	
育児休業手当金受給者はいますか？		B-5参照
いない		
いる	育児休業手当・給付金受給資格者証等(写)(支給月額の分かるもの)	

2019年1月以降に退職(死亡退職を含む)した方はいますか？			B-6参照
	いない		
	いる	退職等証明書(次のいずれか) ・退職日の記載された源泉徴収票(写) ・会社が発行した退職証明書(様式任意) ・離職票(写)	
雇用保険受給者(失業者)はいますか？			B-7参照
	いない	雇用保険に関する申立書(様式5)(1年以内に退職した場合)	
	いる	雇用保険受給資格者証の全ページ(写)(又は雇用保険金受給証明書)	
傷病手当金を受給していますか？			B-8参照
	いない		
	いる	支給決定通知書(写)(受給開始時から現在までの分全て)	
申請前1年以内に学資負担者が死亡しましたか？			B-9参照
	いいえ		
	はい ①～③全て	①戸籍謄本、死亡診断書(写)等、死亡確認できるもの ②退職金の受給額、受給年月日が確認できる書類の写(退職金支払通知書の写等) ③死亡保険金、遺族年金等支払(見込)証明書	
●同一世帯員(生計維持者及び生計維持者の扶養となっている者)の控除に関する書類			
高校生以上の就学者はいますか？			B-10参照
	いない		
	いる	公・私立の学校の就学者 → 在学証明書(在学校所定の様式) 国立の学校(独立行政法人含む)の就学者 → 就学状況証明願(様式2)	
母子(父子)世帯ですか？			B-11参照
	いいえ		
	はい	母子・父子世帯と確認できるもの ・「寡婦(夫)」が記載された源泉徴収票(写)または確定申告書控(写)	
障害者がいる世帯ですか？			B-12参照
	いない		
	いる	障害者であることを確認できるもの(身体障害者手帳の写、療育手帳の写)	
本人若しくは学資負担者が風水害等の災害、盗難を受けましたか？(申請前6ヶ月以内)			B-13参照
	いいえ		
	はい ①～③全て	①り災(被災)証明書・被災額証明書等 ②保険金支払証明書 ③損害額申告書(本学様式、Webサイトよりダウンロード可)	
●その他の書類			
独立生計者(日本人学生)ですか？ ※今後も継続して103万円以上の収入が見込める方			B-14参照
	いいえ		
	はい ①～④全て	①本人(配偶者)の「所得証明書」、「所得に関する証明書」 ②独立生計者家計収支状況 ③申請者本人の健康保険証(写) ④本人世帯の世帯全員分住民票(原本)	

授業料免除申請 添付証明書類一覧 (Certification Documents to be Attached to Application for Tuition Fee)

A: 全員が提出する書類
(外国人留学生含む)
Documents to be Submitted by All Applicants (Including International Students)

※この書類の提出が無い場合は、受付することができません。
Note: Lack of any of the listed documents may lead to non-acceptance of application.
新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変事由がある者の必要書類は「C: 新型コロナウイルス感染症による影響で収入が減少したことの分かる書類」を確認してください。
Documents for the person who decreased ones income due to the influence of COVID-19, please check the page of "document C".

提出書類		留意事項
1	本人調書 (様式1-1, 1-2) Application for Tution Fee Exemption	「授業料免除申請に係る申請要領について」及び「記入要領」等を確認のうえ、 家計急変事由発生日 で詳細に記入する。
2	令和元(2019)年度所得・課税証明書(平成30(2018)年分の所得を証明しているもの) 2019 Income Certificate (which certifies income earned in 2018)	○所得の有無に関係なく、 本人及び生計維持者(原則、父母(父母ともいない場合は、父母に代わる生計維持者)) の所得証明書を提出すること (無職、専業主婦、高齢者等でも提出必要)。 ※ 所得額と課税額の両方表示 されているものを発行してもらうこと。なお、所得証明書に課税額が表示されない場合は、所得証明書とは別に 課税証明書(非課税証明書) を提出 ※コピー不可、申請日から3ヶ月以内に発行されたもの ※ 2020年6月から令和2(2020)年度所得証明書の発行が可能 なところもありますが、 令和元年度(2019)年度所得証明書を提出してください。 ※ 2019年1月1日現在に住民票がある市区役所・町役場等で発行。 ※無収入の場合、収入を「0(ゼロ)」として証明してもらうよう申請すること(市区役所・町村役場で税の申告が必要)。「非課税証明書」の場合も、収入を「0(ゼロ)」として証明してもらうよう申請すること。 ※収入の「*****」表示等は、原則認めない。 ※本学に在学する兄弟・姉妹等が同時に申請を行う場合は、本紙が1部あれば、他はコピーで可。
3	所得に関する証明書 令和元(2019)年分源泉徴収票(写) 令和元(2019)年分確定申告書(写) 給与支給(見込)証明書等 ※学生本人のアルバイト収入が 年間104万円以下 の場合は源泉徴収票は提出不要 ※独立生計者・留学生本人のアルバイトは金額に係らず 源泉徴収票は提出必要。 Certificates concerning income Tax Withholding Slip for 2019 (photocopy) Final Tax Return for 2019 (photocopy) (Expected) Payment Certificate for 2020, etc. * Part-time employment of the Applicant should also be included.	※ 給与所得者でも給与以外の所得がある等で確定申告をしている場合は、必ず源泉徴収票以外に確定申告書を提出すること(確定申告書ではなく、市民税県民税申告書の場合も含む)。
		給与所得者 ○2019年1月以前から引き続き現在の職に就いている者(アルバイト、パート等を含む) 令和元年分源泉徴収票(写) ○2019年1月以降に転職又は新たに就職した者(アルバイト、パート等を含む) 次の①と②の 両方 を提出 ①令和元年分源泉徴収票(写) ②現職の給与に関する書類(以下のどちらかを提出) ・ボーナスの支給がない場合 : 給与支給(見込)証明書(様式3) ・ボーナスの支給がある場合 : 給与支給(見込)証明書(様式3)又は最近3ヶ月の給与明細書(写)及び賞与の明細書(写)
		給与以外の所得のある者 ○給与所得以外の所得のある者 事業所得(農業、商業、工業、水産業)・配当・不動産・雑所得のある者 次の①と②の どちらか を提出(①は2020年3月の確定申告後に提出してください。) ①令和元年分確定申告書(控)第一表、二表、(分離課税分がある場合は)三表及び付表等の(写) ②令和2年度市(区町村)民税・(都道府)県民税申告書(控)(写) 【 確定申告書の控を提出する際は下記に留意 】 ※確定申告書(写)は税務署の 受付印 のあるもの又は 右上に電子申告の日付が印字 されたものとする。 ※受付印がない場合は、「納税証明書(その2 所得金額用)」を併せて提出すること。 (「納税証明書」は税務署で申請してください。) ※確定申告書記載内容に「別紙のとおり」と記載された箇所等がある場合は、当該別紙を併せて提出すること。 ○2019年1月以降に開業した者 次の①と②の 両方 を提出(①は2020年3月の確定申告後に提出してください。) ①令和元年分確定申告書(控)第一表、二表、(分離課税分がある場合は)三表及び付表等の(写)又は令和2年度市(区町村)民税・(都道府)県民税申告書(控)(写) ②開業から現在までの月別収支証明書(様式任意)

※ 所得証明書は必ず本人、父母(父母ともいない場合は、父母に代わる生計維持者)の分を提出してください。
例: 自分・父・専業主婦の母・祖父・祖母・同居中の社会人の姉・大学に在学中の兄の7人家族の場合、「自分・父・母」の所得証明書が必要となります。

※ 生計維持者については、源泉徴収票・確定申告書・給与支給証明書は所得証明書と併せて、必ず提出が必要です。

※ 不明な点は早めに学生支援係に問い合わせてください。締め切り間際に不足書類が判明した場合、申請ができなくなることもありますので、注意願います。

※ 本学の様式が足りない場合は、コピーして使用してください。

※ その他、家庭の状況により、この一覧にはない書類でも、追加提出していただく場合があります。

※ 提出された書類は返却・貸出し等いたしません。他の用途に必要となる場合は提出前に必ずコピーしてください。

B: 申請者・家族の状況に応じて提出する書類

Documents to be Submitted According to the State of Applicant and his/her Family

(1)「収入状況」に係る提出書類

※生計維持者(原則、父母(父母ともいない場合は、父母に代わる者))について、該当する書類を提出してください。

生計維持者に所得税法上、扶養されている家族(祖父母・兄弟等)については、不要です。

※所得が複数ある場合には、それぞれ該当の書類が必要です。

	区分	提出書類	注意事項	発行先
1	年金・恩給受給者 (60歳以上で年金の受給資格はあるが、受給していない者、障害者であるが障害年金を受給していない者等も含む)	○年金・恩給受給者 ①年金・恩給に関する申立書(様式4) ②最新の年金額(改定)通知書の写又は支払通知書の写 ③恩給受給者は最新の恩給証書等の写又は支払通知書の写	・恩給、 遺族 ・障害・農業者・個人年金等も含む。 <u>複数の年金を受給している場合は全て提出すること。</u>	日本年金機構 総務省恩給局 共済組合
		○配偶者が死亡したが、遺族年金を受給していない場合 ○障害者であるが、障害年金を受給していない場合 年金・恩給に関する申立書(様式4)	・該当する者が複数いる場合は、1人1枚ずつ提出すること。 ・それぞれの状況に応じて、「1. 死別した家族がいる場合の遺族年金・扶助料(恩給)に関する申立について」「2. 障害がある場合の障害年金・傷病恩給に関する申立について」の欄を記載してください。 20歳未満の障害者で、 <u>特別児童扶養手当を受給している場合は、受給額がわかるもの(写)を提出する必要があります。</u>	
		○60歳以上で年金の受給資格はあるが、受給していない者 年金・恩給に関する申立書(様式4)	・該当する者が複数いる場合は、1人1枚ずつ提出すること。	
2	高年齢雇用継続給付金受給者(60歳以上65歳未満)	高年齢雇用継続給付金、高年齢再就職給付金の支給額がわかる証明書(写) ・過去1年分	・60歳以上65歳未満で、賃金が60歳時点または退職前に比べて75%未満に低下した方等が該当	ハローワーク
3	生活保護受給世帯	生活保護決定(変更)通知書(写) (扶助料額のわかるもの) ・過去1年分	・申請後、就職が決まった場合は「給与支給(見込)証明書」(様式3)を提出すること。	市区町村等
4	児童扶養手当等受給世帯 ※児童手当とは異なります。	最新の児童扶養手当等通知書(写) (又は手当月額のわかるもの)	・児童扶養手当の他に、特別児童扶養手当等を含む。	市区町村等
5	育児休業者	育児休業手当・給付金受給資格者証等(写) (支給月額のわかるもの)	・今後産休・育休に入る予定がある場合は、申請の際に窓口に出してください。	加入する保険組合
6	申請前1年以内に退職(死亡退職を含む)した者	退職等証明書(下記のいずれか) ・退職日の記載された源泉徴収票(写) ・離職票(写) ・会社が発行した退職証明書(様式任意)		退職した勤務先
7	雇用保険受給者(失業者)	○失業して雇用保険を受けている者 雇用保険受給資格者証(写) (又は雇用保険金受給証明書)	・雇用保険受給資格者証は 表面(第1・2面)と裏面(第3・4面)の両方のコピーを提出すること。	ハローワーク
		○失業したが雇用保険を受給していない者 退職金・雇用保険に関する申立書(様式5)	・該当する者が複数いる場合は、1人1枚ずつ提出すること。 ・受給していない理由を申立書「2.雇用保険に関する申立」欄に記載してください。	
8	傷病手当金を受給している者	支給決定通知書(写)	受給開始時から現在(最新の分)までの写しを提出してください。	加入する保険組合
9	申請前1年以内に学費負担者が死亡した場合	①～③全て ①戸籍謄本、死亡診断書(写)等、死亡確認できるもの ②退職金の受給額、受給年月日が確認できる書類の写(退職金支払通知書の写等) ③死亡保険金、遺族年金等支払(見込)証明書		

(2)「就学者控除・特別控除」に係る提出書類**(書類がない場合、控除を受けることはできません。)**

※同一世帯員(生計維持者及び生計維持者の扶養となっている者)について、該当する書類を提出してください。

	区分	提出書類	注意事項	発行先
10	高校生以上の就学者がいる場合	○国立の学校(独立行政法人含む)の就学者がいる世帯 就学状況証明願(様式2)	・国立の学校に在学している場合は必ず必要となります(在学所定の様式の場合は就学者控除できませんので、注意してください)。 ・兄弟姉妹が本学に在籍している場合は、本様式は不要。	在学学校
		○公・私立の学校の就学者がいる世帯 在学証明書(在学所定の様式)	左記該当者の在学証明書の提出が無い場合は、就学者控除できませんので、注意してください。	
11	母子(父子)世帯	母子・父子世帯と確認できるもの ・「寡婦(夫)」が記載された源泉徴収票(写) または確定申告書控(写)	左記の証明書の提出が無い場合は、特別控除できませんので、注意してください。	
12	障害者がいる世帯	障害者であることを確認できるもの(身体障害者手帳の写、療育手帳の写)	身体障害者手帳及び療育手帳の写のみ提出した者に限る。 介護認定等は障害者控除の適用外です。	
13	本人若しくは学資負担者が風水害等の災害にあった場合、盗難に遭った場合(申請前6ヶ月以内)	①～③全て ①り災(被災)証明書・被災額証明書等 ②保険金支払証明書 ③損害額申告書(本学様式、Webサイトよりダウンロード可)	※火災、風水害、地震等の災害による被害を受けたために、支出が増大したり収入が減少して、著しく経済的困窮におかれていると認められる場合にのみ適用。 被害額欄は、実質的に被害金額が記載された証明書の額から、被害・損害額、保険金・損害賠償金等補償された金額を差し引いて記入すること(単に、被害額や復旧費をそのまま控除するものではありません)。	

(3)「独立生計者」に係る提出書類

	区分	提出書類	注意事項
14	独立生計者 (日本人学生) ①～④全て	①本人(配偶者)の「所得証明書」,「所得に関する証明書」 ②独立生計者家計収支状況 ③申請者本人の保険証(写) ④本人世帯の世帯全員分住民票(原本)	①については「A:全員が提出する書類」欄参照のこと

授業料免除申請 添付証明書類一覧 (Certification Documents to be Attached to Application for Tuition Fee)

C:新型コロナウイルス感染症による影響で収入が減少したことの分かる書類

【全員が提出する書類
(外国人留学生含む)

Documents to be Submitted by All Applicants (Including International Students)】

※この書類の提出が無い場合は、受付することができません。
Note: Lack of any of the listed documents may lead to non-acceptance of application.

提出書類		留意事項
1	家計急変事由のある者の以下のいずれかの証明書類 ①公的支援の受給証明書(コピー) ②事由発生後の所得を証明する書類(給与明細等)(コピー) 【外国人留学生を除く】	①新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書の例は別紙「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例」を確認してください。当該支援申請中あるいは申請予定である場合は、支援申請後に改めて提出してください。公的書類の証明書を提出できない場合はその旨を別紙様式7理由書に記入してください。 ②事由発生後の所得を証明する書類は直近1ヵ月分です。
2	新型コロナウイルス感染症による影響で収入が減少したことの分かる書類 【外国人留学生のみ】 Documents which shows the income decreased due to the influence of COVID-19 【Internationa Student only】	日本で生活するための収入が、新型コロナウイルス感染症の影響により減少したことが分かる書類(アルバイトの場合は給与明細等を提出してください。) Submit the documents which shows the income decreased to live in Japan due to the influence of COVID-19 (Salary slip etc.).

D:新型コロナウイルス感染症の影響で以下に該当する場合に必要な追加書類 【該当者】

各項目のいずれかの書類

事由		提出書類
4	新型コロナウイルス感染症による失職・廃業	①雇用保険被保険者離職票(写) ②雇用保険受給資格者証(写) ③廃業届(写)など廃業年月日が分かる書類
5	新型コロナウイルス感染症による病気療養	①医師の診断書 ②病気療養中であることの証明書
6	新型コロナウイルス感染症を直接の原因として生計維持者が死亡した者	戸籍謄本, 死亡診断書(写)等, 死亡確認できるもの

★私費外国人留学生に係る提出書類 ★
Documents to be submitted concerning
Privately Financed International Students

※Make sure that all necessary documents are ready by checking the following Application Checklist.

	提出書類 Documents	注意事項 Attention!!
①	本人調書(様式1-1、1-2) Application for Tuition Fee Exemption	「授業料免除申請に係る申請要領について」及び「記入要領」等を確認のうえ、 家計急変発生日 で詳細に記入する。(Each document must reflect the situation as of Date of occurrence of household sudden change)
②	前期：令和元(2019)年度所得証明書 ※原本 (Original) (平成30(2018)年分の所得を証明しているもの) 2019 Income Certificate (which certifies income earned in 2018)	所得の有無に関係なく、「本人」及び「日本に一緒に住んでいる家族全員(就学者を除く)」の所得証明書を提出すること。※所得証明書は市役所で発行できます。 2020年6月から令和2(2020)年度所得証明書の発行が可能となっておりますが、令和元年度(2019)年度所得証明書を提出してください。 With or without income, the Income Certificate should be submitted for the “Applicant” and “all family members (except students) living in Japan.” ※The income certificate will be issued by city government. (Ex. Kanazawa City Hall)
③	所得に関する証明書 令和元(2019)年分源泉徴収票(写) 令和元(2019)年分確定申告書(写) 給与支給(見込)証明書(様式3)等 Certificates concerning income Tax Withholding Slip for 2019 (photocopy) Final Tax Return for 2019 (photocopy) (Expected) Payment Certificate for 2020, etc. * Part-time employment of the Applicant should also be included. (TA and RA employment, too)	○2019年1月以前から同じ勤務先でアルバイト(TA、RA含む)を行っている者 令和元(2019)年分源泉徴収票(写) ※アルバイト先に発行を依頼してください。 *If the current employment started before January 2019, submit the certificates concerning income Tax Withholding Slip for 2019(photocopy). ○2019年2月以降にアルバイト(TA、RA含む)を始めた者 ①令和元(2019)年分源泉徴収票(写) と②給与支給(見込)証明書(様式3)を提出 *If the current employment started on or after February 2019, submit the certificates concerning income Tax Withholding Slip for 2019(photocopy) and the (Expected)Payment Certificate(様式3) for the current employment.
④	私費外国人留学生家計収支状況 The Financial Situation Form for Privately Financed International Student	私費外国人留学生家計収支状況は、指導教員の所見が必要であるため、早めに教員に依頼すること。 The Financial Situation Form for Privately Financed International Student mentioned in requires comment by the Applicant's Academic Advisor and should therefore be handed to the Advisor well in advance.
⑤	申請者本人及び家族全員の在留カードのコピー(両面) Photocopy (double-sided) of Residence Card of the Applicant and all members of his/her family	在留カードは、表裏両面のコピーをすること。 The Residence Card should be photocopied on both sides.
⑥	家賃・共益費(アパート・下宿・寮・その他)の領収書のコピー、契約書等 Rent and fee for community (Apartment, Dormitory, and other housing.)	家賃の月額が分かるものを提出すること。 Submit a document that shows the monthly amount of the apartment rent and fee for community.
⑦	水道・ガス・電気料金・電話料金の領収書等のコピー Fees for Water service, Gas, Electricity, and Telephone(A period of six months or longer(from August to January)) 前期: 昨年8月分～本年1月分	水道・ガス・電気料金・電話料金の月額が分かるものを提出すること。 Submit a document that shows the monthly amount of the fees for water service, gas, electricity, and telephone. (A period of six months or longer (from August to January))
⑧	新型コロナウイルス感染症による影響で収入が減少したことの分かる書類 Documents which shows the income decreased due to the influence of COVID-19	日本で生活するための収入が、新型コロナウイルス感染症の影響により減少したことが分かる書類(アルバイトの場合は給与明細等を提出してください。) Submit the documents which shows the income decreased to live in Japan due to the influence of COVID-19 (Salary slip etc.).